

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| こども誰でも通園制度の制度化、<br>本格実施に向けた検討会（第4回） | 参考資料4 |
| 令和6年12月26日（木）                       |       |

こどもまんが  
こども家庭庁

# 第8回子ども・子育て支援等 分科会における主なご意見

- 施行事業を行った結果どうなったのか。何か問題点や今後改善すべき課題としてどういうことが分かったのかなど、やってみたからこそ得られた情報、分かった情報を、共有いただきたかった。  
新たな事業を行うということは、何かしら課題や問題点が発生する。せっかく試行していただいているのだから、何か得られたものは明らかにしていただいて、その上で、さらによりよい適正な方向性を見出していく。そういうプロセスが重要ではないかと思っている。26年度からの本格実施に向けて万全を期していただきたい。
- 試行的事業の中で、既に地域での格差が生じているとの声もある。今後、本格的な実施に際しては、格差を生じることなく、基本的な基準やルールを自治体や制度の実施者に対して示すことが必要。
- 居宅訪問、在宅で見るのもいいよというふうにしていただいたが、今のままの制度だと本当に使えないという状況になってしまう。国には、医療的ケア児が在宅できちんと保育の手を差しのべられる状況にしていいただきたい。  
参考になる事例として、東京都が令和7年度の予算要求で「医ケア児と育ちの支援事業」を創設した。これはまさに居宅訪問で、働いてない医ケア児の家庭にも行ける制度で、こうしたことを東京都ができて国ができないのはなぜかと思わざるを得ない。最も厳しい状況にある医療的ケア児に保育の光が当てられるように、今一度考え直していただきたい。
- こども誰でも通園制度が今後利用されると、おそらく一時預かり等に移行し、もう少し見てほしい、預かってほしいという方が増加することもある。このあたりの移行に関してもまだ課題があると思われるため、スムーズな利用ができるような枠組みも、今後考えていただきたい。
- こどもが安全・安心に過ごすことができ、「生命の保持と情緒の安定」を保證することができる環境を提供している施設において、この事業を実施していただくことと併せて、配置される職員についても、0、1、2歳児の発達の特性や見識を有し、十分な保育経験を持つ保育士等の有資格者が担当することを強く望むとともに、それらを保障できる給付と運営単価になることを強く要望する。

- 「試行的事業では、補助単価について、こども一人当たり850円とした上で、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することとしている」との記載がある。  
1時間当たり300円に関しては、それぞれの家庭の経済的な感覚で価値は異なるが、これらの自己負担に850円の公費として、国や地方自治体が負担しているという基本構造について、利用者に対しても積極的な見える化や広報をしていくべき。費用構造がはっきりと利用者に伝わることで、こども誰でも通園制度の公共性やこどもの成育環境整備といった意義が効果的に社会に伝わっていくと考えられる。
- 試行的事業で定期型、自由型で実施をし、それを受けてどういう状況になっているのか公表できる範囲の中でしていただきながら、かつ、事業を利用されている保護者の声をぜひきちんと集めていただいて、プラスのものもマイナスのものもこの会議で共有していただくことによって、さらに新規に動いていく中で何が必要かという点も、それぞれの専門家の方から見えてくるものがあると思う。  
また、こども誰でも通園制度は、家庭として300円負担をするけれども、公費としてこの程度負担していただいているのだというアナウンスを、国・自治体からしっかりとしていただきながら、園に余計な負担がかかったり、誤解を生まないような広報の仕方をぜひ丁寧にしていただきたい。
- こども誰でも通園制度の意義は重々理解しているが、自治体によっては、保育士不足が深刻で定員を縮小する園が増えるなど、今なお待機児童が発生している。また、多くのきょうだい児が別園対応で何とか対応できているなど、自治体ごとに深刻な事情がある。このような状況下で、保護者にこの制度を優先して実施することを理解していただけるのか非常に危惧している。ぜひ、重ねて、地域の事情に応じた対応に配慮いただきたい。
- 検討会などで様々な御意見があったようだが、試行的な事業の状況など、実証的なデータが今回一切提示されていない点はいかがなものか。